

消費者委員会の審議体制について（行政組織法の観点から）

2009/08/03

櫻井敬子

一 消費者委員会の立ち位置

* 各役所との関係整理が実質論として厳しいところ。「消費者の期待」に応えられるかどうかはその結果による。

* 消費者委員会が、関係省庁との対外的位置関係のなかでどのような役割を果たしうるかという視点が希薄ではないか。

・作用法上の権限はなく、調査審議が基本（印象と異なり、強力な権限はない）

・消費者行政の展開の中心組織は消費者庁。第一義的には、消費者庁との強力な連携が必要かつ有効（独立性と矛盾しない）。新規では、消費者庁の法案提出権（政策横断立法）および、安全法の権限行使（措置要求・隙間対応）、個別法では基準策定等にあたり消費者利益を入れ込むことが求められる（行政内容の重点移動）。消費者庁がこれらの任務を遂行するにつき、委員会が効果的な行動をとることが期待される（＝庁に対する行政監視）。

・独自ツールとしての建議、資料要求の有効活用。消費者庁と連動するとは限らない部分については未知の領域、今後の課題。

二 「行政監視」の内容

設置法 8 条：所掌事務の遂行に必要があるとき、関係行政機関に対し、報告要求、資料要求、意見開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

所掌事務（6 条）

1 号 消費者の利益の擁護・増進に関する事項につき、調査審議、建議
（内閣総理大臣、関係各大臣、長官）

2 号 諮問事項

3 号 安全法 20 条につき、内閣総理大臣に勧告・報告要求

4 号 個別法

・消費者政策会議による消費者基本計画の作成、検証・評価・監視のとりまとめについて意見を述べる（消費者基本法 27 条 3 項） かなり広範

国生審による監視はどの程度効果的であったか

情報収集 固有の窓口＋消費者庁とのパイプ、相互の情報融通と知見の共有が好ましい。

三 審議体制について（試案）

* 部会長は委員 部会はできるだけ大括りに（委員の負担軽減、可能な限り多くの個別問題に触れるほうが手堅い、小委員会で組織編成の機動性を確保）

* 消費者庁各課と連動した部会・小委員会構成。

総合企画部会を別格とし、安全部会、取引部会、表示部会の 3 部会構成とする。部の下に小委員会をおき、委員長は委員以外も可、小委員会決定を部会決定とみなす（親委員会に最終判断権を留保、部会長にかわり委員長による報告もあり）。

表示部会 表示対策小委員会、食品表示小委員会で構成。工夫の余地あり。

総合企画部会には、うまく入らない物価・新開発食品小委員会もいれる。

部会、小委員会では対立する双方の意見を吸い上げることが重要。親委員会で最終判断。

消費者委員会の審議体制についての意見

主婦連合会 佐野真理子

消費者委員会が担うべき役割・機能の中で、最も大切で、社会から期待され、望まれているのは消費者庁をはじめ消費者行政全般に対する「監視」にあると思います。第三者機関として独立して職権を遂行できるのも、内閣総理大臣への勧告・報告要求や各省庁大臣への建議が保証されているのも、消費者行政全般を「監視」する機能が消費者委員会に付託されているためだと思います。消費者庁の「任務」の一つに、「消費者の権利の尊重及びその自立の支援」が明記されていますが、その消費者庁及び消費者行政をきちんと監視する消費者委員会には、やはり同じ「任務」が課せられているものと考えます。そのことは同時に、消費者の権利の実現へ向けた施策展開を見定め、その検証を十分に実施し、実態を把握し、改善点を是正させる、そのような重い責務が消費者委員会に突きつけられていることを示しています。

消費者行政を第三者機関として監視し、身近な生活に消費者の権利を尊重する視点から、いわゆる「消費者目線」から施策を考える行政機関は、これまで日本にはありませんでした。従って、消費者委員会は、まったく新しい、歴史的な機関として、位置付けられます。そのような期待に応え得る消費者委員会とするには、すべての面で斬新な創意工夫が求められます。

理念の面でも、実際の組織の面でも、国民に信頼されない限り、消費者委員会はうまく機能しません。それを保証するのは「開かれた消費者委員会」であり「行動する消費者委員会」だと思います。

その観点を前提に、「消費者委員会の審議体制について」に関する意見を述べます。

1、消費者庁及び消費者委員会設置法第 14 条について（消費者委員会について必要な事項は政令で定める）

この規定は「部会」の設置や事務局組織の規定を想定している、国民生活審議会令などを参考にしながら策定される、と説明されていますが、新しい新組織である消費者委員会の場合は、従来の「審議会」のマイナス面を捨てて、プラス面かつ独自面を打ち出すべきだと思います。そうすると、国民生活審議会令は役に立ちません。むしろ、食品安全委員会のような独立性の高い組織を参考にした方が良いと思います。

また、臨時委員にも議決権があるかのような組織はふさわしくありません。さらに、

部会の議決をもって委員会の議決とすることができるかのような組織もふさわしくありません。議決権は消費者委員会委員にあるべきで、それが独立性を確保するための基本だと思います。部会長を消費者委員会委員が担うことには反対です。部会の検討報告を委員会で検討することにして、そこで議決することが消費者委員会としてふさわしいと思います。

2、「部会」にするか、「専門調査会」にするか。内閣府のご説明では、名称によって法的性格が変わるとのことです。私の意図としては、名称はどちらでも良く、消費者委員会委員が「部会長」や「専門調査会座長」なりを兼ねないで良いようにすることが重要だと思います。

3、以上を踏まえると審議体制としては、次のような構造が考えられます。

消費者委員会の下に専門調査会(仮称)を設置する。基本的にはこの二層構造とし、必要に応じてその下に「小委員会」「ワーキンググループ」などを設置し審議を委ねる。迅速な検討へ向け「家屋」をあまり高くしない。

「安全」「取引」「表示」など、消費者庁の所掌事務と対応できる専門調査会を設置する。

「企画・立案」「建議・勧告」「緊急対応」については委員会で検討及び対応する。消費者委員会は全ての課題を審議することを原則とする。議決権は委員にある。あらかじめ、可否同数になった場合の対応を決めておく。委員会の議決に臨時委員や専門委員が加わることはできない。

消費者・自治体等からの「意見・申出()」を担う部署」を委員参加で設置し、消費者委員会に迅速に報告する。ここは地方消費者行政の実態を検討する部署と連携を図る。また、消費者庁はじめ、各省庁と情報交換し、連携して対応する部署も委員参加で設置し、消費者委員会に報告する。これらの活動が、消費者委員会の「監視活動」の一翼を担うことになる。

以上

()「意見・申出」制度

消費者委員会は、消費者行政全般に関する監視機能の役割を担いつつ、「消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組み」をその業務運営にきちんと付与されていることが期待される。この意見・申出制度は、消費者・自治体からの意見・申出に対し、期限を設けて回答する。さらに、その回答に不満がある場合、消費者・自治体は公聴会の開催などを要求できる。